

## 「給与計算実務能力検定」(2級) 試験問題

厚生労働省認可 財団法人職業技能振興会

### (注 意)

- 1 係員の指示があるまで、この問題用紙を開かないでください。
- 2 解答は、別紙解答用紙に記載してください。
- 3 全問マークシート方式です。各問ごとに、解答用紙の所定の欄の、正解と思うものの符号を1つだけ塗りつぶしてください。
- 4 この問題は、平成26年1月1日に施行されている法令等により解答してください。
- 5 計算問題については、以下の条件で行ってください。
  - 割増賃金：時間単価×割増率×時間数
  - 端数処理：
    - ・時間単価は50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満切り上げ
    - ・1か月における時間外・深夜・休日労働のそれぞれの割増賃金の総額の端数は、50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満切り上げ
    - ・1か月における時間外・深夜・休日労働のそれぞれの時間数の合計の端数は、30分未満切り捨て、30分以上1時間未満切り上げ
    - ・保険料は50銭以下切り捨て、50銭超1円未満切り上げ
    - ・所得税は1円未満切り捨て
  - 計算問題に必要な資料は別紙資料集を参考にしてください。
- 6 試験開始1時間後(15:00)からは途中退室ができます。その際は、問題用紙と解答用紙を机の上に伏せて退室してください。

※無断複写・複製を禁じます。

※全19ページあることを確認してください。

(注) こちらに掲載している問題の解答は、試験実施当時の法令に基づいたものですので、保険料率なども2014年当時の率に則ったものとなっています。ご注意下さい。

《知識問題》 ※抜粋

【問 2】 A～Dのうち、労働基準法における休憩時間の時間数として、誤っているものはどれか。

- A 労働時間が4時間である場合、0時間（休憩を与えなくてもよい。）
- B 労働時間が7時間である場合、0時間（休憩を与えなくてもよい。）
- C 労働時間が8時間である場合、その途中で少なくとも45分
- D 労働時間が10時間である場合、その途中で少なくとも1時間

【問 6】 A～Dのうち、労働基準法における年次有給休暇に関する記述として、誤っているものはどれか。

- A 年次有給休暇の権利の発生要件は、6か月以上継続勤務し、その間の出勤率が8割以上であることである。
- B 労働者（出勤率の要件は満たしており、比例付与の対象者ではないものとする。）が3年6か月間継続勤務した場合に権利が発生する年次有給休暇の日数は、14日である。
- C 1日の所定労働時間が8時間、1週間の所定労働日数が4日の労働者は、比例付与の対象とならず、通常の付与の対象となる。
- D 使用者が時季変更権を行使することができるのは、事由を問わず、年5回までに限られている。

【問 9】 A～Dのうち、労働基準法における割増賃金に関する記述として、誤っているものはどれか。なお、時間外労働の時間数は、1か月当たり60時間を超えていないものとする。

- A 1日に8時間を超える時間外労働をさせ、その労働が午後10時以降となり深夜労働となった場合、その深夜労働となった時間分の割増率は、5割以上の率とする必要がある。
- B 法定休日に労働させ、その労働が8時間を超え時間外労働となった場合、その時間外労働となった時間分の割増率は、3割5分以上の率で足りる。
- C 法定休日に労働させ、その労働が午後10時以降となり深夜労働となった場合、その深夜労働となった時間分の割増率は、3割5分以上の率で足りる。
- D 法定休日でない休日の労働について、割増率を3割5分として割増賃金を支払うことは、労働基準法に違反しない。

【問 15】 A～Dのうち、社会保険料の計算・控除等に関する記述として、正しいものはどれか。

- A 給与計算において、社会保険料の計算・控除は、所得税の計算・控除の後に行う。
- B 当月末日締め、当月 25 日払いの会社において、4 月 1 日に入社した者について、健康保険・厚生年金保険の保険料の被保険者負担分は、原則としてその年の 4 月 25 日が支払日である最初の給与から控除することができる。
- C 3 月 31 日に退職した者については、その年の 3 月分の健康保険・厚生年金保険の保険料も発生する。
- D 給与から控除した健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主負担分も合わせて、翌月 10 日までに納付しなければならない。

【問 18】 A～Dのうち、所得税の源泉徴収に関する記述として、誤っているものはどれか。

- A 「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表の甲欄を使用する場合において、給与の支払いを受ける者に所得のない配偶者並びに 9 歳の子及び 12 歳の子があるときは、「扶養親族等の数」は 1 人となる。なお、いずれの者も障害者等には該当しない。
- B 「給与所得の源泉徴収税額表」を用いて源泉徴収する所得税を計算した場合、別途、復興特別所得税を計算する必要はない。
- C 当社のほか、X社からも給与の支払いを受けている者について、主たる給与をX社から受けている場合、当社においては、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出させる必要はない。
- D 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けた後、「扶養親族の増減」が生じた場合、その翌年の最初の給与の支払日の前日までに、異動の内容等を記載した申告書を提出させることとされている。

【問 22】 A～Dのうち、標準報酬月額の時決定に関する記述として、正しいものはどれか。

- A 随時改定により、7 月から標準報酬月額が改定された者については行わない。
- B 報酬月額の算定の基礎となる 3 か月間（4 月～6 月）に、報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満である月があるときは行わない。
- C 月末締めで翌月 5 日払いの会社の場合、4 月～6 月の各月の報酬は、5 月～7 月の各月に支払われることになるので、5 月～7 月の各月に支払われた報酬の額に基づき算定を行う。
- D 決定された標準報酬月額の有効期間は、随時改定等が行われないう限り、翌年の 1 月から 12 月までである。

【問 29】 A～Dのうち、労働基準法における就業規則に関する記述として、誤っているものはどれか。

- A 労働契約の期間に関する事項は、就業規則の絶対的記載事項に該当する。
- B 退職に関する事項は、就業規則の絶対的記載事項に該当する。
- C 就業規則の作成にあたり、使用者は、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（そのような労働組合がない場合は、労働者の過半数代表者）の意見を聴く必要がある。この意見は、就業規則の内容に反対するものであってもかまわない。
- D 就業規則は、法令又は労働協約に反してはならず、法令又は労働協約に反する就業規則については、行政官庁（所轄労働基準監督署長）が変更を命ずることができる。

【問 33】 A～Dのうち、通常の労働者の1週間の所定労働時間が40時間である事業所における短時間勤務の労働者の取り扱いとして、正しい記述はどれか。なお、いずれの者も、所定労働日数は通常の労働者と同じであり、使用される期間は定められていないものとする。また、被保険者となるための年齢の要件は満たしているものとする。

- A 1週間の所定労働時間が30時間である労働者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要はないが、雇用保険の被保険者として取り扱う必要がある。
- B 1週間の所定労働時間が20時間である労働者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要はないが、雇用保険の被保険者として取り扱う必要がある。
- C 1週間の所定労働時間が10時間である労働者であっても、健康保険・厚生年金保険の被保険者及び雇用保険の被保険者として取り扱う必要がある。
- D 1週間の所定労働時間が5時間である労働者が業務上負傷したとしても、労災保険の保険給付の対象とならない。

《計算問題》 ※抜粋

【問 36】 A～Dのうち、割増賃金の計算の基礎となる賃金の合計として、正しいものはどれか。

<条件>

基本給 : 250,000 円 (月給)

役職手当 : 30,000 円

家族手当 : 15,000 円 (配偶者 10,000 円 子 1 人 5,000 円)

住宅手当 : 20,000 円 (住宅に要する費用に関わらず全員一律に 20,000 円)

資格手当 : 5,000 円

通勤手当 : 60,000 円 (6 か月・公共交通機関)

A 380,000 円

B 330,000 円

C 305,000 円

D 285,000 円

【問 39】 A～Dのうち、次の条件で平成 26 年 2 月 25 日支給の給与計算を行った場合の差引支給額として、正しいものはどれか。

<条件>

- 賃金締め日：毎月末日
- 賃金支給日：翌月 25 日
- 本人の年齢：45 歳
- 標準報酬月額：240,000 円
- 税区分：甲欄
- 控除対象扶養親族等の数：1 人
- 月給  
基本給：220,000 円  
通勤手当：25,000 円（1 か月・2 月 25 日支給・公共交通機関）
- 社会保険：協会けんぽ（東京都）
- 雇用保険：一般の事業

（単位：円）

項目		金額
支給項目	基本給	
	非課税通勤費	
	課税通勤費	
	課税支給額	
	非課税支給額	
	総支給額	
控除項目	健康保険、介護保険料	
	厚生年金保険料	
	雇用保険料	
	社会保険料合計	
	課税対象額	
	所得税	
	控除額合計	
差引支給額		

- A 205,907 円
- B 206,862 円
- C 206,837 円
- D 225,977 円

<解答>

【問 2】 正解B

【問 6】 正解D

【問 9】 正解C

【問 15】 正解C

【問 18】 正解D

【問 22】 正解A

【問 29】 正解A

【問 33】 正解B

【問 36】 正解C 305,000 円

【問 39】 正解C 206,837 円